
QA8-13 基準値を下回る食品や飲料水は、乳幼児や胎児が口に入れても大丈夫ですか。

A

- ① 厚生労働省が設定している食品中の放射性物質から受ける放射線量の基準値は、年間1ミリシーベルト（mSv）を超えないというものです（平成24年4月から施行）。
- ② 基準値は乳幼児や妊婦（胎児）をはじめ、全ての世代に配慮して決められています。
- ③ 「一般食品」は、最も厳しい限度値から基準値を設定し、国産率を50%（※）と仮定して1キログラム当たり100ベクレル（Bq/kg）としました。
- ④ 「乳児用食品」と「牛乳」は、子供の放射線感受性が高い可能性を考慮し、万が一全ての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう一般食品の半分の1キログラム当たり50ベクレル（Bq/kg）としました。

※日本の食料自給の状況などを考慮し、流通する食品の50%（国産品の全て）が放射性物質を含む場合を仮定しています。

統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第8章 67ページ「平成24年4月からの基準値」
- 下巻 第8章 68ページ「食品区分について【参考】」
- 下巻 第8章 69ページ「乳幼児食品」「牛乳」の区分について【参考】」
- 下巻 第8章 76ページ「基準値の計算の考え方（2/2）」

出典：①消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）、②厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

出典の公開日：①平成28年3月15日、②平成27年11月20日

本資料への収録日：平成29年3月31日